平成２３年（フ）第１９２号
兵庫県姫路市龍野町３丁目34番地パークヒルズ姫路セントラル407号
債務者　松田こと　朴　　政洋
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　公社住宅５棟530号
債務者　梶浦　治子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道小樽市星野町13番33号
債務者　藤野　勝已
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５９号
北海道小樽市花園５丁目８番９号　ハイツあべ
債務者　珍名　宏幸
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６０号
北海道小樽市花園５丁目８番９号　ハイツあべ
債務者　珍名しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７３号
北海道小樽市長橋３丁目４番20号
債務者　横山美香子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７４号
北海道余市郡余市町黒川町860番地53　コーポふるせ２Ｆ７号室、前住所北海道余市郡余市町入舟町375番地　大谷荘
債務者　白浜マサ子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７５号
北海道古平郡古平町大字浜町581番地２、前住所北海道江別市野幌住吉町34番地の32
債務者　工藤登美之
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７６号
北海道小樽市花園４丁目６番121号　ハイツ大正庵、前住所北海道小樽市桂岡町12番15号
債務者　佐藤　郁夫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７８５号
仙台市泉区七北田字杉ノ田226番地　庄司アパート103
債務者　渡邊由紀子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
宮城県多賀城市笠神１丁目３番６－２号
債務者　大友　裕一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
仙台市太白区長町１丁目２番34―105号
債務者　千葉ひろ子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
仙台市泉区将監２丁目15番18号　サワーハイツ101
債務者　鈴木ひろみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
仙台市太白区鹿野３丁目10番１号　ビューパレス鹿野303
債務者　吉田　理沙
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
仙台市青葉区霊屋下６番６号　寒川アパート103
債務者　千葉　胤恭
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
宮城県柴田郡柴田町剣崎１丁目８番地２
債務者　高橋　　清
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２８号
宮城県柴田郡柴田町剣崎１丁目８番地２
債務者　高橋　鈴子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部